

自己株式取得に関する法規制

税理士向けセミナー

平成30年1月11日
弁護士 森本 精一

1 自己株式の取得－特定の株主との合意に基づく場合

Q 特定の株主から株（非上場株式です）を買ってくれという申し入れがあります。会社で購入しようと思いますが、何か問題がありますか。

A 売主追加請求権と財源規制が問題となります。

売主追加請求権

会社は、株主総会の特別決議によって、特定の株主に対してだけ譲渡申し込みの通知をする旨を定めることができます（会社法160条1項、156条1項、309条2項2号、158条1項）。しかし、この場合、株主総会の決議に際し、他の株主も買取対象となる特定の株主に自己を加えることを請求する権利が認められていること（会社法160条2項）に注意が必要です。

その趣旨は、特定の株主から自己株式を取得する場合には、その買取額によっては、「株主平等の原則」違反となるおそれが強まります。そのため、特定の株主にだけ投下資本の回収機会を与えることのないよう、他の株主にも、その機会を与えなければならないということです。

この結果、当初予定していた株主からの自己株式の取得を、予定通りに行えなくなる可能性がでてきます。

財源規制

「自己株式の取得」は、自己株式を取得する日における会社の分配可能額の範囲内でのみ行うことができます（会社法461条1項2号）。

分配可能額は、剰余金の額に、法律が定める一定の項目を加算・減算して算出した金額です（会社法461条2項）。したがって、この金額を越えて、自己株式を取得することはできません。

会社によっては、この分配可能額が存在しないということもあります。

そのときには、「減資手続」を行って分配可能額を増やす必要があります（会社法447条）。

具体的には、資本金や資本準備金を、その他資本剰余金に振り替えることによって、剰余金を確保し、「分配可能額」を作る方法です。

ただし、この減資手続は、会社債権者を害するおそれのある手続であることから、会社法に定められた債権者保護手続をふむ必要があります。

2 買取価格の決定

Q 特定の株主から自社株買取の要望がありました（非上場株式会社です）が、会社自ら買い取る方法は法律上の規制があるので、現経営者が他の株主から自社株式を買取りたいと思います。

何か問題がありますか。

A 当然のことながら、売主の承諾が必要です。
現経営者に資金が必要なこともいうまでもありません。

問題は、買取価格の決定です。

大きく分けて3つの方法があります。

① 収益方式

収益方式とは、評価対象会社が将来獲得する利益又はフリー・キャッシュ・フロー（債権者や株主等の資金提供者に対する利払い、弁済又は配当に充てることのできるキャッシュ・フローのこと）を一定の割引率で割り引いた現在価値に基づき評価する方式です。

具体的には、利益に基づいて評価を行う収益還元方式やフリー・キャッシュ・フローに基づいて評価を行うディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式（DCF方式）、株主が評価対象会社から将来獲得することが期待される配当金に基づいて評価を行う配当還元方式などがあります。

② 純資産方式

貸借対照表上の資産から負債を控除して求めた純資産価額に基づいて、株式の価額を評価する方式です。

具体的には、簿価に基づいて行う簿価純資産方式と時価に修正して行う時価純資産方式があります。

③ 比準方式

対象会社と類似する上場会社（類似会社又は類似業種）の株式の市場価額や、対象会社の株式の過去の取引における価額を参考として評価する方式のことです。

具体的には、対象会社に類似する特定の上場会社の市場株価等を参考として評価する類似会社比準方式、対象会社に類似する業種等の上場会社の市場株価等を参考として評価する類似業種比準方式、対象会社の株式の過去の取引における価額を参考とする取引事例方式があります。

相続税法上の評価では、評価する株式の発行会社を従業員数、総資産価額及び取引金額によって、大会社、中会社、小会社のいずれかに区分（財産基本通達178）して、会社の規模に応じて、当該区分ごとに財産評価基本通達に定められた「類似業種比準方式」若しくは「純資産価額方式」により評価するか、又は両方式を一定の割合により併用して評価しています（財産基本通達179）。

所得税法上は、所得税基本通達に定めがあり、売買実例のある場合、公開途上にある株式の場合、売買実例のないもので類似会社の株式の価額のある場合については、規定がありますが、これらの方法で評価が困難な場合には、「原則として」、一定の条件の下に、財産評価基本通達178から189-7までの「取引相場のない株式の評価」によって評価することが認められています（所得税基本通達59-6）。

正式には鑑定が必要となりますが、鑑定価額も高額な上、価額に不満がある場合には合意ができず、鑑定合戦ともなりかねないため、協議で双方が納得できる合理的な金額で取り決めることが多いと思います。

会社買い取る場合も買取価格については同様の問題があります。

3 自己株式の取得－相続した株主との合意に基づく場合

Q 特定の株主から株（非上場株式です）を相続した相続人から買ってくれという申し入れがあります。

会社（譲渡制限のある会社です）で購入しようと思いますが、何か問題がありますか。

A 非公開会社における、相続人の場合は、売主追加請求権はありません（会社法162条により、160条2項、3項を排除）ので、財源規制だけが問題となります。

財源規制については、1で述べたとおりです。

4 会社からの相続人への売渡請求

Q 株（譲渡制限のある株です）を相続した相続人に対し、会社から売渡をしたいと申し入れして、株の分散を図りたいのですが、何か注意すべきことはありますか。

A 会社は当然に売渡請求ができるものではなく、会社の定款に、会社からの売渡請求ができる旨の規定を置いておかなければなりません（会社法174条）。

従来の定款にこの規定がない会社の場合には、新たに定款変更の株主総会の特別決議を行う必要があります（会社法466条、309条2項11号）。

特別決議は、株主総会で議決権を行使できる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要です。

相続発生後に会社が定款を変更して、会社が相続人に対し譲渡制限株式の当該会社への売渡しを請求できる旨の規定を新設した上で、相続人に対し、保有する譲渡制限株式の会社への売渡しを請求することが、可能かどうかについて、東京地方裁判所平成18年12月19日決定・資料版商事法務285号154頁および抗告審の東京高等裁判所平成19年8月16日決定・資料版商事法務285号148頁はこのような手法も許されると判断しています。

また、会社が譲渡制限株式を一般承継により取得し準共有している共同相続人の全員に対して売渡請求をすることを要するのか、その一部に対して売渡請求をすることも妨げないのかについて、東京高等裁判所平成24年11月28日判決・資料版商事法務356号30頁（共和証券株主総会決議取消請求事件、最高裁判所平成25年10月10日決定で、上告棄却及び上告不受理）は、準共有者の一部に対しての売渡請求を認めています。

会社は、上記の定款の定めにしたがって相続人から株を取得しようとする場合、その都度、株主総会の特別決議により、売渡の請求をする株式の数と、請求をする株式を有する者の氏名（または名称）を定めなければなりません（会社法175条）。

会社は、株主総会の特別決議がなされた場合、請求する株式の数を明らかにした上で、当該決議において定められた相続人に対し、自己株式の売渡しを請求することができます（会社法176条1項本文、2項）。

ただし、会社がこの売渡請求をすることができるのは、会社が相続等の一般承継があったことを知った日から1年以内に限られています（同条1項ただし書き）。

この売渡請求期間の起算日を、会社が当該株主の死亡の事実を知った日とするのか、相続による当該株主の保有株式が相続人に一般承継されたことを当該会社が知った日と解するのかについて、前掲東京地方裁判所平成18年12月19日決定、東京高等裁判所平成19年8月16日決定のいずれも前者であると判断しています。

価格の決定については、相続人に対する売渡請求制度によって会社を取得される自己株式の売買価格は、会社と一般承継人との間の協議により定められます（会社法177条1項）。

しかし、合意形成は難しいため、合意に至らないこともあり得ます。

そのため、会社または売渡請求を受けた相続人は、請求の日から20日以内に、裁判所に対し、売買価格の決定を申し立てることができます（同条2項）。

5 自己株式一株主を特定しないで取得する場合（ミニ公開買付）

Q 株が分散しているので、自己株式を取得して既存の株主構成を是正したいと考えています。個別の株主と交渉することなく、多数の株主との間で一括して処理することができますか。

その際注意する点があれば教えてください。

A 株主を特定しないで、株主との合意により自己株式を取得するためには、あらかじめ、株主総会の普通決議によって、①取得する株式数、②取得と引換えに交付する金銭等の内容およびその総額、③取得することができる期間（ただし、1年を超えることはできません）を定める必要があります（会社法156条1項）。

この場合は、株主平等原則との抵触が問題にならないため、普通決議とされており、特定株主との合意による場合が特別決議が必要なのに比べて簡易にできるのが特徴です。

株主総会（取締役会設置会社では取締役会）は、その都度ごと、取得する株式数、1株の取得と引換えに交付する金銭等の内容および数額（またはその算定方法）、取得と引換えに交付する金銭等の総額、株式譲渡の申込期日を決定したうえで（会社法157条1項、2項）、全株主に譲渡の機会を与えるため、これらの事項を株

主に通知しなければなりません（会社法158条。公開会社の場合は公告も可能）。

通知を受けた株主は、「自己株式取得」を希望する場合には、会社に対して、取得を希望する株式数を明らかにし、申込みを行います（会社法159条1項）。

ただし、株主からの申込みが、会社が取得を予定する株式数を越えた場合には、各株主から案分して取得することとなります。